



いわき 子育て世帯 移住支援金

いわき市に移住し、新たに生活を始める子育て世帯
 に対して、移住に係る経費を支援します！

支給金額

※予算に達し次第受付終了

県外から移住：最大 10万円
 県内から移住：最大 5万円

※対象経費の1/2の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

対象経費

引っ越しに要する家財の運送費用
 及び荷造り等のサービス費用

※引っ越し業者等を利用した場合の費用に限る

対象要件

- ・転入時の満年齢が18歳未満の子(市内で同居する者に限る。)を養育している方。
- ・本市を転出して1年以上経過している方又は、市外出身者で新たに本市に住所を定める方。
- ・転入時において、IWAKIふるさと誘致センターへの相談登録がされている方。
- ・世帯の構成員にいわき市U・Iターン支援事業移住支援金の交付要件に該当する方がいないこと。
- ・過去に当支援金の交付を受けていないこと。
- ・本市に住居登録した後、継続して5年以上居住する意思がある方。
- ・世帯の構成員に企業等の業務命令に基づく転勤や所属企業等と関連のある企業等への赴任により住民登録を行う方がいないこと。等

※詳細はIWAKIふるさと誘致センターのホームページをご確認ください。



IWAKIふるさと誘致センター

提出書類

- ①いわき子育て世帯移住支援金交付申請書兼完了実績報告書
 - ②転入世帯全員の住民票の写し
 - ③対象経費の領収証及び明細書等の写し
 - ④振込先口座の預貯金通帳等の写し
 - ⑤1年間、本市に居住していなかったことを証明する書類として、本市への転入前の住所地及び居住年数を証する書類(申請者の戸籍の附票、住民票の除票等)※世帯員全員が記載されているもの。
 - ⑥転入世帯全員の市区町村税等の滞納がないことを証する書類(納税証明書等の写し)
- ※この他、センターが必要と認める書類

お問い合わせ IWAKIふるさと誘致センター

☎ : 0246-22-7025

✉ : info@i-furusatoyuchi.com